

◆11月分 相談件数のまとめ

先月は1,700件を超える相談が寄せられました。そのうち、70歳以上の方からの相談は約240件でした。(12月1日調べ)

内容は、架空・不当請求(アダルトサイトなど)が一番多く「勝手に登録になり、高額な料金を請求された」「身に覚えのないメールが何回も届く」などといった内容でした。



このような悪質な手口に直面した場合は「連絡しない・お金を払わない・脅し文句にひるまない」ようにしましょう。詳しくはこちらをご覧ください。

大阪市消費者センター「架空請求・不当請求にご注意!!」

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000022934.html>

また、注文した覚えのない健康食品の送りつけや「水質検査を無料でする」などと言って訪問し、高額な浄水器を購入させる「点検商法」の相談も多く寄せられました。

◆受け渡し時に確認するようにしましょう! ~クリーニングトラブル防止のために~



「クリーニングに出していた毛布を袋から取り出すと私の物ではなかった。店に対応を求めても取り合ってくれない」という相談が寄せられました。(80代 女性)

店側に受付番号を確認してもらったが間違いのないとのこと。クリーニングに出した毛布は6~7年前に百貨店で購入した物だった。

当該商品は購入時期から相当期間経過しているため確認することは難しいが、念のため百貨店に確認するよう助言しました。

衣替えの時期になると、シミや変色、紛失等クリーニングに関する相談が多く寄せられます。トラブルにならない為にも、クリーニングに出すとき、受け取る時には必ず店側と一緒に商品の確認をするようにしましょう。

また、クリーニング業界ではトラブル解決のために「[クリーニング事故賠償基準](#)」を設けています。この基準はSマークやLDマークの店舗に適用されます。また、独自で基準を設けている店もありますので、利用する前に確認することも大切です。

困ったときには、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター(住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

●消費生活相談専用電話: 6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります
大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時~午後5時、12/29~1/3を除く

メインキャラクター
エルちゃん

